

受理番号第18号  
受理日 22.10.6

国総建第147号  
平成22年9月30日

(社) 日本建設機械化協会 殿

国土交通省建設流通政策審議官



### 建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より建設業者団体宛に、別添1のとおりその実施が勧告されたところです。

今般、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされております。

また、別添2及び3のとおり、公共発注者及び民間建築発注者団体に対し、同標準約款の実施について改めてお願いしたところです。

貴団体におかれましては、国、地方公共団体をはじめとする各公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対し改めて周知徹底をお願いいたします。

国土交通省中建審第2号  
平成22年7月26日

〔建設業者団体 宛〕

中央建設業審議会会長  
平井 宜雄

### 建設工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）（昭和26年2月14日中央建設業審議会決定）及び建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じております。

これらの課題に対処するためには、書面による契約の促進や法令遵守の徹底等を図るとともに、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間で責任・費用が適切に分担されるようにすることが重要であります。

このため、当審議会においては、平成22年4月より、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る観点から、同約款の改正に向けて審議を行ってまいりましたが、このたび、各約款を別添のとおり大幅に改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

### 記

#### 1. 各約款共通の主な改正事項

- (1) 発注者を「甲」、請負者を「乙」とする呼称は、発注者が受注者に優位するとの印象を与えているおそれがあるため、「甲」・「乙」の略称表記を廃止し、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）においては、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と、建設工事標準下請契約約款においては、「甲」を「元請負人」、「乙」を「下請負人」と表記する。
- (2) 発注者と受注者とが対等な立場に立って協議し、建設工事における紛争の未然防止や迅速な解決を図るため、受発注者間の協議の段階から、公正・中立な第三者（調停人）を活用することができる規定を新設する。

## 2. 公共工事標準請負契約約款の主な改正事項

- (1) 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。（第10条関係）
- (2) 受発注者間の対等性を確保する観点から、工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨明確化する。（第21条関係）
- (3) 公共工事からの暴力団等の排除のため、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を新たに追加する。（第47条関係）

## 3. 民間建設工事標準請負契約約款（甲）の主な改正事項

- (1) 現在民間建築工事において広く利用されている民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款との整合を図る観点から、規定内容の抜本的な充実を図る。
- (2) 工事の出来高に応じた請負代金の支払いを促進するため、「民間建設工事

請負契約書」の「支払方法」について、出来高に応じた支払いとすることを例示する。(民間建設工事請負契約書)

(3) 契約当事者間の協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨の規定を新設する。(第1条関係)

(4) 善管注意義務を尽くしても生じた第三者損害及び契約目的物に基づく日照障害、風害、電波障害等により生じた第三者損害について、発注者が費用を負担する旨明確化する。(第19条関係)

#### 4. 民間建設工事標準請負契約約款(乙)の主な改正事項

(1) 個人発注者が未着工の段階で高い割合の前払金を支払い、請負者の倒産により大きな損害を被る事例があることにかんがみ、消費者である個人発注者の保護のため、工事の出来高に比べて過度な支払いとならないよう、「民間建設工事請負契約書」の「支払方法」について、契約後の標準的な代金の支払割合を例示する。(民間建設工事請負契約書)

(2) 契約当事者間の協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨の規定を新設する。(第1条関係)

(民間建設工事標準請負契約約款(甲)と同様の改正)

#### 5. 建設工事標準下請契約約款の主な改正事項

(1) 元請負人が発注者から請け負った工事の全体工期をもって下請契約の工期としている事例があることから、下請契約においては、下請負人が実質的に工事を施工する期間を記載するよう、「建設工事下請契約書」の「工期」について、工期は下請負人の施工期間とすべきことを明確化する。(建設工事下請契約書)

(2) 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり、現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の

工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。

(第10条関係)

(公共工事標準請負契約約款と同様の改正)

※ 別添省略

国総建第 145 号  
平成 22 年 9 月 30 日

〔公共発注者 宛〕

国土交通省建設流通政策審議官

### 公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（中央建設業審議会決定）については、平成 22 年 7 月 26 日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より各公共発注者宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じている現状を踏まえ、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間の責任・費用の適切な分担を確保し、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図ることを目的として行われたものです。

貴職におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに貴職発注工事に係る請負契約約款の改正を行われますよう、改めてお願いいたします。

なお、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成 22 年 9 月 6 日付け国地契第 19 号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成 22 年 10 月 1 日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管下の市区町村及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

※ 別添省略

国総建第146号  
平成22年9月30日

〔民間建築発注者団体 宛〕

国土交通省建設流通政策審議官

### 建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より貴団体宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じている現状を踏まえ、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間の責任・費用の適切な分担を確保し、契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図ることを目的として行われたものです。

貴団体におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに同標準約款の実施について適切に対応されますよう、会員企業に対し、改めて周知をお願いいたします。

なお、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

※ 別添省略

# 公共工事標準請負契約約款が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、公共工事標準請負契約約款が以下のとおり改正されました。

公共工事の受発注者の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

- ◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。

*改正内容の詳細は裏面へ！*



- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、公共約款は、公共工事はもちろんのこと、電力・ガス・鉄道等の民間工事も対象としています。

## ○改正後の公共約款はこちらから

○改正後の公共約款本文はこちら

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)

○公共約款新旧対照表はこちら

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13\\_sg\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html) (資料2別添1)

## お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



# 公共約款の主な改正内容

## 契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更されました
- 工期延長に伴う費用増について当事者間の負担の明確化が図られました
  - ◆ 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定を追加
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
  - ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

### 契約時

契約書に調停人を明記

※調停人を採用する場合

### 協議段階

受注者又は発注者の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

### 協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

## 施工体制の合理化

- 現場代理人の常駐義務が緩和されました
  - ◆ 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能
  - ◆ このため、発注者が、一定の場合には常駐義務を緩和できる規定を追加

発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

## 不良不適格業者の排除

- 受注者が暴力団等である場合の解除権が規定されました
  - ◆ 発注者が契約を解除できる場合として、受注者又はその役員等が暴力団員である場合等の規定が追加されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 建設工事標準請負契約約款(甲)が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準請負契約約款(甲)が以下のとおり改正されました。

民間建築関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

- ◆平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。 **改正内容の詳細は裏面へ!**

望ましい代金支払  
方法の明確化

契約当事者間の  
対等性確保

契約条件の  
明確化

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、甲約款は、民間の比較的大きな工事の発注者と建設業者との請負契約を対象としています。

## ○改正後の甲約款はこちらから

○改正後の甲約款本文はこちら

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)

○甲約款(改正前)・甲約款(改正後)・旧四会約款の比較表はこちら

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13\\_sg\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html) (資料2別添2)

## お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 甲約款の主な改正内容

## 望ましい代金支払方法の明確化

### ● 出来高払いの促進のため、契約書の記述が整備されました

民間約款（甲）「民間建設工事請負契約書」

五、支払方法（抜粋）  
部分払（〇月ごとに出来高に相当する額（ただし、既支払額を控除する。））」  
注 〇の部分には、たとえば、二、三等と記入する。

工事の出来高に応じた支払いを推奨

## 契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更されました
- 第三者に損害を与えた場合の当事者間の負担の明確化が図られました
  - ◆ 受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音・振動等により、第三者に与えた損害について、発注者の負担を明確化
  - ◆ 契約目的物に起因する日照障害等の損害について、発注者の負担を明確化
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
  - ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

#### 契約時

契約書に調停人を明記

※調停人を採用する場合

#### 協議段階

受注者又は発注者の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

#### 協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

## 契約条件の明確化

### ● 約款に基づく通知等を原則書面主義とする規定が設けられました

- ◆ 約款に基づいて行う協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨が明記されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 建設工事標準請負契約約款(乙)が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準請負契約約款(乙)が以下のとおり改正されました。

民間建築関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

- ◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。 改正内容の詳細は裏面へ!

望ましい代金支払  
方法の明確化

契約当事者間の  
対等性確保

契約条件の  
明確化

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、乙約款は、個人住宅等の民間の比較的小さな工事の請負契約を対象としています。

## ○改正後の乙約款はこちらから

○改正後の乙約款本文はこちら

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)

○乙約款新旧対照表はこちら

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13\\_sg\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html) (資料2別添3)

## お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 乙約款の主な改正内容

## 望ましい代金支払方法の明確化

### ● 前払金等が過大とならないよう契約書の記述が整備されました

民間約款（乙）「民間建設工事請負契約書」

#### 五、支払方法（抜粋）

この契約成立のとき ○割  
部分払 第一回 ○割  
第二回 ○割  
完成引渡し のとき ○割

注 ○の部分には、例えば、  
「この契約成立のとき 一割  
部分払 第一回 三割  
第二回 三割（又は四割）  
完成引渡し のとき 三割（又は二割）」と記述

工程に応じた代金の支払いを推奨

## 契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更されました
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
- ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

※調停人を採用する場合

**契約時** 契約書に調停人を明記

受注者又は発注者の申し出により、

**協議段階** 協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

**協議不調時** 建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

## 契約条件の明確化

### ● 約款に基づく通知等を原則書面主義とする規定が設けられました

- ◆ 約款に基づいて行う協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨が明記されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 建設工事標準下請契約約款が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、元請・下請間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準下請契約約款が以下のとおり改正されました。

建設工事関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

- ◆平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。

**改正内容の詳細は裏面へ!**



- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、下請約款は、公共工事・民間工事を問わず下請契約全般を対象としています。

## ○改正後の下請約款はこちらから

○改正後の下請約款本文はこちら

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)

○下請約款新旧対照表はこちら

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13\\_sg\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html) (資料2別添4)

## お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)

# 下請約款の主な改正内容

## 契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」「乙」から「元請負人」「下請負人」に変更されました
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
  - ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の元請負人・下請負人間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

※調停人を採用する場合

### 契約時

契約書に調停人を明記

### 協議段階

下請負人又は元請負人の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

### 協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

## 施工体制の合理化

### ● 現場代理人の常駐義務が緩和されました

- ◆ 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能
- ◆ このため、元請負人が、一定の場合には常駐義務を緩和できる規定を追加

元請負人は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ元請負人との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

## 契約条件の明確化

### ● 工期は、下請負人の施工期間を記載するよう、約款に明記されました

- ◆ 下請契約における工期は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請負人の施工期間を記載すべきことが明記されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

事 務 連 絡  
平成 22 年 9 月 30 日

各 位

国土交通省総合政策局建設業課

### 関係資料の掲載場所等について

「建設工事標準請負契約約款の実施について」（平成 22 年 9 月 30 日付け国土交通省建設流通政策審議官通知）につきましては、その趣旨を御理解の上、改正約款の実施について適切にご対応頂げますよう、ご協力のほどお願いいたします。

なお、同通知別添中省略した別添資料（新旧対照表）及び改正後の約款本文並びに今般の約款改正に係るパンフレットを、以下のアドレスに掲載しておりますので、ご参考にして頂き、関係者への周知等に是非ご活用願います。

- 「建設工事の標準請負契約約款（平成 22 年 7 月 26 日改正）を活用しましょう！」  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000025.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk1_000025.html)